

大磯町監査公表第 12 号

## 監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 1 日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 玉虫 志保実

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
町民福祉部子育て支援課

3. 監査の範囲及び事務  
令和5年4月1日から令和6年4月30日までに執行された令和5年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間  
令和6年6月3日から令和6年7月12日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
令和6年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象課である子育て支援課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
子ども・子育て支援制度、児童手当、ひとり親世帯の福祉、小児医療費助成、放課後児童対策、児童虐待防止、発達支援に関する事務、幼稚園・保育園に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果  
令和5年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

子育て支援課は、多岐にわたり複雑な業務を行い、保護者からの期待も大きいと思います。また、大磯町の子どもの将来に大きな影響を及ぼす大切な仕事です。是非、誇りを持って仕事を進めてください。